

県総合評価調書

【評価の基準】

- (1) 多様化・高度化する県民ニーズや社会経済情勢等の変化への的確な対応
- (2) 厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な事業展開
- (3) 県の財政的、人的関与の適正化による主体的・機動的な団体運営
- (4) 役職員体制の適正化による自律的かつ効率的な組織運営
- (5) 積極的な情報提供の推進による団体に対する県民の理解と信頼の促進

1. 評価結果(個別観点)

観 点	評価内容	評 価
団体のあり方	<p>土地開発公社は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成等を行うため、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、昭和48年、県が全額出資、設立した特別法人である。</p> <p>本県の財政健全化に向けた取組の一環として公共事業費の大幅な削減が続く中、公社の経営環境は厳しい状況にあるが、公有地取得業務は公共事業における円滑な用地取得を行う上で必要であることから引き続き公社で実施する。</p> <p>また、職員の高年齢化により現在11名の職員が平成25年度末には4名になる見込みであるなど職員数が急激に減少する中、業務の方向性及び組織のあり方について早急な検討が必要となっている。</p>	B
組織運営	<p>県議会行革特別委員会などからの指摘を受けて、平成16年7月に住宅供給公社との管理部門の統合や土地造成事業部門の縮小を実施した。併せて、役員(12人)全員を両公社併任として効率化を図っている。今後も「機構」内部で組織の効率化に努める必要がある。</p> <p>県関与低減の観点から平成16年7月に役員構成を見直し、今後の事業展開を考慮した上で、民間・市町村から役員を採用した。なお、公有地取得事業等、県からの依頼に基づく事業が大半を占めることから、県職員が役員に就任しているが、その関与は最小限に留めている。</p>	B
事業実績	<p>長期保有地として懸案の土地であった長浜分譲用地を売却し、また、安来浦ヶ部住宅団地及び安来インター工業団地において平成21年度中に売却する新たな協定・覚書を締結するなど長期保有地の処分について一定の成果をあげることができた。</p> <p>しかし、公共事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、事業実績は減少傾向にあり、より効率的な執行に努める必要がある。</p>	B
財務内容	<p>退職者の不補充、住宅供給公社との管理部門の統合並びに事務所移転等によるコスト削減を図ってきた結果、平成20年度決算では黒字に転換することができた。今後も厳しい経営環境にあるため、引き続き経費の削減に努める必要がある。</p> <p>県の財政的関与について 県の事業を補完することが団体の設立目的であることから、公有地取得事業に対する貸付金や委託料など、自ずと県の財政的関与は高いものとなっている。</p>	B

評価の目安 A:良好である B:ほぼ良好である C:やや課題がある D:課題が多い

2. 総合評価

団体の経営評価報告書における総合評価について	課題の内容等	今後の方向性	評価コメント
	公社業務の方向性	<p>公共事業実施のための用地先行取得は事業費の縮減傾向の中でも有用かつ必要であり、その意味において公社の存在意義は十分にあるので、今後の公社の適正な規模や方向性等については、県の財政健全化基本方針に基づく公共事業枠の削減状況、外郭団体見直しの状況、国直轄事業の動向も踏まえ、関係機関と協議のうえ決定し、中長期の見通しを立てたい。</p>	<p>財政健全化基本方針の下、公共事業費は減少傾向にあるが、公拡法に基づく公有地取得業務(用地先行取得)の実施機関としての存在意義は依然認められる。</p> <p>一方、公社職員の人数がここ5年の間に11人から4人になること並びに今後の業務量を踏まえ、公社の業務の方向性及び組織のあり方について検討する。</p>
組織運営の見直し	<p>平成10年度から退職者不補充、また平成16年度には住宅供給公社との部分統合により組織のスリム化を行ったところである。今後も類似する業務部門等については住宅供給公社との業務連携を行いつつ、ここ数年での団塊世代の退職に伴い、適正な事業執行のための組織体制とその整備手法について県との協議・調整を継続的に行っていく。</p>	同上	

総合コメント

公共事業費の減少等により、平成10年度以降、ほぼ毎年損失を出していたが、退職者不補充、住宅供給公社との管理部門の統合並びに事務所移転等のコスト削減を行ってきた結果、平成20年度決算において黒字転換したことは評価できる。また、長浜分譲用地の売却や安来浦ヶ部住宅団地及び安来インター工業団地の売却決定など、長期保有地の解消についても、大いに評価できる事項である。

一方、今後、職員が急激に減少することが見込まれ、業務の方向性及び組織のあり方について検討を行う必要がある。

益田拠点工業団地(益田市内)及びソフトビジネスパーク(松江市内)の両県営工業団地の整備については、県の産業振興施策により公社が土地造成事業として実施したものであるが、平成21年7月1日現在、益田拠点工業団地の分譲率はリースを含めて29.6%、ソフトビジネスパークのそれが26.9%であるなど、分譲が完了するにはなお時間を要する状況にある。そのため、公社が民間金融機関から借り入れている長期借入金の利子が嵩み、財務状況の悪化が懸念される。引き続き企業誘致を強力に展開する一方で、公社に対する利子補給等分譲価格抑制のための措置を講じつつ、抜本的な対策を検討する必要がある。